

三重県聴覚障害者支援センター手話通訳者及び要約筆記者派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 聴覚、言語、音声等の機能に障害がある聴覚障がい者と健聴者の双方、もしくは聴覚障がい者同士が、地域や社会など様々な場面で、意思疎通を図ることを支援するため、意思疎通を仲介する手話通訳者または要約筆記者の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は三重県聴覚障害者支援センター（以下「センター」と言う。）とする。

(手話通訳者及び要約筆記者)

第3条 本事業において手話通訳者及び要約筆記者とは、手話通訳者は①手話通訳士 ②手話通訳者全国統一試験合格者 ③社団法人三重県聴覚障害者協会（以下「三聴障協」と言う。）が実施していたB級手話通訳者認定試験合格者の内いずれかの資格を所有している者で、要約筆記者は④全国統一要約筆記者認定試験合格者 ⑤要約筆記奉仕員養成講座修了者の資格を所有している者で、「手話通訳者登録同意書（様式第1号）」または「要約筆記者登録同意書（様式第2号）」により、センターに登録している者（以下「通訳者」と言う。）とする。

2 センターは次のいずれかに該当するときは、通訳者の登録を抹消することができる。

- (1) 通訳者から「登録抹消届出書（様式第3号）」の提出があったとき
- (2) 第4条に違反したとき
- (3) 通訳者として不適当な行為が認められたとき

(通訳者の遵守事項)

第4条 通訳者は次のことを遵守しなければならない。

- (1) 通訳者は、この業務を行うにあたっては、聴覚障がい者等の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り、信条等によって差別的な取り扱いをしてはならない。
- (2) 通訳者は、業務上知り得た個人情報や秘密を第三者に漏らしてはならない。通訳者でなくなった場合も同様とする。
- (3) 通訳者は常に通訳技術の向上に努めるとともに、聴覚障がい者の理解促進、福祉の向上、地域社会への啓発に努めなければならない。

(派遣の対象)

第5条 センターは次に掲げる場合において、聴覚障がい者と健聴者の双方が円滑な意志疎通を図る上で支障があることを認めるときに、通訳者を派遣する。

- (1) 三重県が実施する要約筆記派遣事業において派遣対象に定められている団体から派遣申請があった場合。
- (2) センターに手話通訳者・要約筆記者派遣事業の業務を委託している市町から派遣申

請があった場合。

- (3) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業を実施している市町から派遣申請があった場合。
- (4) 聴覚障がい者と意思疎通を図る必要のある者または団体及び企業から派遣申請があった場合。
- (5) その他センター長が特に必要と認める場合。

(派遣の申請及び決定)

第6条 派遣を申請する者（以下「派遣申請者」と言う。）は、「手話通訳者派遣申請書（様式第4号）」または「要約筆記者派遣申請書」により、原則として派遣を希望する日の1ヶ月前までにセンターに提出する。但し緊急を要するときはこの限りではない。

2 申請内容を審査の上、派遣を必要と認めるときは、コーディネーターが通訳者の選定と調整を行い、速やかに「手話通訳者派遣決定通知書（様式第5号）」または「要約筆記者派遣決定通知書（様式第6号）」をもって、派遣申請者及び通訳者に通知する。

3 コーディネーターは派遣にあたっては、通訳者の心身の状況や技量を十分考慮した上で、選定を行う。

(活動の報告及び手当の支払)

第7条 活動を行った通訳者は、「手話通訳・要約筆記者活動報告書（様式第7号）」を作成し、速やかに一週間以内にセンターに報告する。

2 通訳者から前項の報告を受けた場合、センターは当該通訳者に対して、内容を審査の上、適当と認められた場合は、活動手当及び交通費を支給する。なお、通訳者の活動手当及び交通費の積算方法は別に定める。

3 事業報告書の内容が事実と反すると判明したときは、センターは活動手当等の支給を停止する。また、事実と反することが、活動手当等の支給後に判明したときは、活動手当等の返還を請求することができるものとする。

(派遣に係る費用の請求)

第8条 センターは、派遣申請者に対し、通訳者派遣に係る費用を別に定める積算方法により、派遣に係る費用を請求する。

(市町からの手話通訳者・要約筆記者派遣事業の受託)

第9条 市町からの手話通訳者・要約筆記者派遣事業の受託に関し、必要な事項は別に定める。

(通訳者派遣コーディネーター)

第10条 本事業の実施にあたっては、派遣申請者及び関係機関等と密接に連携をとり、適切な情報保障を行える者を選定、派遣を行えるよう、コーディネーターをセンター内に配置する。

2 コーディネーターは、業務上知り得た個人情報や秘密を第三者に漏らしてはならない。コーディネーターでなくなった場合も同様とする。

(運営委員会の設置)

第11条 聴覚障がい者、関係団体等から選出された委員で構成する運営委員会を設置し、派遣の課題、かつ通訳者の健康対策、研修等について協議を行い、事業に反映させることで、本事業のさらなる推進と円滑な実施を図る。

2 運営委員会内に手話通訳部門、要約筆記部門を設け、派遣、健康管理、研修等についてそれぞれ協議を行い、センターはその運営委員会から出された意見を尊重する。

(その他)

第12条 その他、この要綱に定めるもののほか、本事業に必要な事項については、別に定める。

附則

この要綱は平成24年4月1日から施行する。

この要綱は平成27年4月1日から施行する。